

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和5年8月28日(月)午後7時00分～午後7時40分

場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1番委員 柳 下 正 祐 (教育長)

2番委員 益 田 麻衣子 (教育長職務代理者)

3番委員 井 上 孝 男

4番委員 菱 木 俊 匡

3 説明員等氏名

教 育 部 長 飯 田 義 一

文 化 部 長 菊 地 映 江

教育部副部長 栢 沼 教 勝

文化部副部長 湯 山 直 樹

教育総務課長 岡 田 夏 十

保健給食課長 竹 井 尚 久

教育指導課長 中 山 晋

生涯学習課長 田 村 直 美

教育指導課指導主事 柴 田 典 子
(事務局)

教育総務課係長 三 浦 慶太郎

教育総務課主任 漆 崎 亜 結 美

4 議事日程

日程第1 議案第29号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて (生涯学習課)

日程第2 報告第3号 事務の臨時代理の報告 (令和5年度小田原市一般会計補正予算)に
ついて (教育部)

5 報告事項

(1) 小田原市放課後児童クラブ運営業務委託について (教育総務課)

(2) 片浦小学校放課後児童クラブの再開について (教育総務課)

(3) 小田原版STEAM教育の取組状況と今後の予定について (教育指導課)

6 協議事項

小田原市郷土文化館の会議室の使用について【非公開】 (生涯学習課)

7 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は4人で定足数に達しております。

(2) 7月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…2番 益田委員、3番 井上委員に決定

○柳下教育長 それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、協議事項「小田原市郷土文化館の会議室の使用について」は現在調整中の案件でありますので、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もありませんので、採決いたします。協議事項を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 協議事項は、非公開での審議といたします。

(4) 議案第29号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて (教育総務課)

○生涯学習課長 それでは私から説明申し上げます。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。一寸木肇委員、鳥居和郎委員のお二人が退任されるため、生物全般の識者である秋山幸也さん、文化財科学の識者である星野玲子さん、デジタルアーカイブの識者である大西亙さんに委嘱いたしたく、提案するものでございます。なお、従前の委員数につきましては、定員10名のところ9名を委嘱してまいりましたが、令和4年度末にデジタルミュージアムを創設いたしましたことから、デジタルアーカイブの識者1名を増員し、定員いっぱいの10名とするものでございます。以上で議案第29号について説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(5) 報告第3号 事務の臨時代理の報告(令和5年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部)

○教育部副部長 市議会9月定例会に提出する補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和5年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

上段の歳入については、関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目「奨学基金積立金」につきましては、株式会社東海ビルメンテナンス様から、経済的な理由により、子供の修学が困難な家庭の支援に役立ててもらいたいとの趣旨で30万円の御寄附をいただきましたので、これを財源に、奨学基金積立金を計上したものでございます。

次に歳出の2段目（項）教育総務費（目）事務局費のうち「新しい学校づくり推進事業」につきましては、資料3ページ「新しい学校づくり施設整備指針策定支援事業について」を御覧ください。

はじめに、「1 背景・目的」でございますが、「新しい学校づくり推進基本方針」につきましては、令和5年12月の策定・公表を予定しており、その後は、「新しい学校づくり推進基本計画」と「新しい学校づくり施設整備指針」の検討・策定作業に入っております。学校施設の機能水準や諸室配置等の考え方等をまとめる「新しい学校づくり施設整備指針」は、検討委員会の中に設置する検討部会と庁内関係課によるワーキングを中心に検討を進めることを想定しておりますので、これらの検討・策定作業を円滑に進めるため、学校施設の計画・設計等に精通した事業者支援を委託するものでございます。

「2 業務内容」につきましては、整備指針策定に係る企画調整支援及び専門的助言等のほか、記載のとおりでございます。

「3 予算額」でございますが、令和5年度が569万8千円、令和6年度が1,089万円、総額1,658万8千円の継続費を設定し、計上するものでございます。

「4 スケジュール」につきましては、9月から事業者選定プロポーザルの公募を開始し、年内までに優先交渉権者との協議を経て契約を締結し、令和6年1月からの部会等による検討開始に向けて、順次進めてまいります。

資料1ページにお戻りください。

中段の「継続費補正」のうち、追加の「新しい学校づくり施設整備指針策定支援事業」につきましては、ただ今、御説明したとおりでございます。

次に資料1ページ最下段から2ページにかけて記載しております、「債務負担行為補正」の「学校給食センター調理委託料」及び「学校給食調理委託料」について御説明いたしますので、はじめに、資料4ページ「学校給食センター調理委託料について」を御覧ください。

「1 事業概要」でございますが、学校給食の調理業務については、民間事業者が有する専門的な技術やノウハウを活用し、学校給食を安定的に運営するため、平成14年度から調理員の退職などに応じて民間委託を開始し、既に学校給食センターを除く、全ての給食調理施設で調理業務委託を実施しております。

学校給食センターの調理業務については、新しい学校給食センターが開設されるまで、直営で運営する予定でありましたが、新学校給食センターでの給食提供開始が令和7年4月に変更となったことに伴い、人事配置の課題解決や、円滑な開業準備を進めるため、令和6年4月から現学校給食センター及び新学校給食センターの調理業務を一括して委託することとし、令和5年度中に契約締結する必要があることから債務負担行為を設定するものです。

次に、「2 予算額」については、令和5年度から令和8年度までの債務負担行為を設定し、総額4億4,897万4千円を計上しております。内訳としては、令和5年度は、契約事務を円滑に進めるため予算計上額はゼロ円とし、令和6年度から8年度までは、各年度1億4,965万8千円を限度額とするものでございます。

次に、「3 スケジュール」については、記載のとおりでございます。

続いて、資料5ページの「学校給食調理委託料について」を御覧ください。

先ほど御説明申し上げたとおり、学校給食調理業務につきましては、24の給食調理施設のうち、これまで23の施設（単独調理校20校、共同調理場3場）で民間委託しております。このうち令和5年度で委託契約が終了する単独調理校8校について、令和6年4月からの調理業務委託を円滑に開始するために、債務負担行為を設定するものです。

次に、「2 予算額」については、令和5年度から令和8年度までの債務負担行為を設定し、総額4億7,646万円を計上しております。内訳としては、令和5年度は、契約事務を円滑に進めるため予算計上額はゼロ円とし、令和6年度から8年度までは、各年度1億5,882万円を限度額とするものでございます。

次に、「3 調理業務委託施設」につきましては、令和5年度に委託契約が満了する三の丸小学校ほか7校の単独調理校でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(6) 報告事項(1) 小田原市放課後児童クラブ運営業務委託について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、私から御説明いたします。

資料1「小田原市放課後児童クラブ運営業務委託について」を御覧ください。

「1 概要」ですが、小田原市放課後児童クラブの運営については、令和2年10月1日から令和5年(2023年)9月30日までの3年間を契約期間として民間委託し、開所時間の拡大や入退室システムの導入等のサービス向上等が図られたところです。

令和3年度末に、地域の子供を地域で育てる環境づくりを図るため、市内事業者の参加の可能性についてサウンディング調査を実施したところ、クラブの一括受注は人材確保や運営ノウハウの点で困難であるが、受託実績を有する事業者の支援があれば、1～2か所程度の運営を受託可能な類似業務の経験がある市内事業者が2者あることが分かりました。

このため、市内事業者が参入可能な事業スキームを検討するとともに、市外事業者から運営支援を受けられるよう調整を図った上で、2小学校を1校ずつ市内事業者へ、残りの22小学校のクラブと片浦小学校放課後子ども教室を一括して市外事業者へ委託することとし、公募型プロポーザルにより事業者を選定したものでございます。

次に、「2 公募型プロポーザル」ですが、まず、(1)実施概要です。下曾我小学校及び前羽小学校を対象に実施した公募型プロポーザルの公募期間は、令和5年4月14日から5月12日まで、応募件数は、それぞれ1件でございます。選定日につきましては、令和5年5月26日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施しました。23小学校を対象に実施した公

募型プロポーザルの公募期間は、令和5年6月1日から6月29日まで、応募件数は、2件でございます。選定日につきましては、令和5年7月13日にプレゼンテーション及びヒアリングを実施しました。

次に、(2)小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会でございますが、事業者選定のために設置した附属機関であり、その構成といたしましては、資料に記載のとおり、外部の有識者を含む5人の委員で組織し、(3)審査項目に掲げた、経営方針・SDGsの取組、提案内容的確性等に基づき、審査を行いました。

裏面を御覧ください。次に、「3 選定事業者及び委託内容」でございますが、下曾我小学校区放課後児童クラブの選定事業者は、学校法人道徳学園でございます。同法人は、市内永塚でこゆるぎ幼稚園を運営しております。選定理由でございますが、事業の特色である、幼児教育の視点からのプログラムや、幼稚園・小学校・児童クラブで連携して地域を活性化したいという姿勢が評価されたものでございます。

前羽小学校区放課後児童クラブの選定事業者は、社会福祉法人ゆりかご園でございます。同法人は、市内酒匂で児童養護施設ゆりかご園を運営しております。選定理由でございますが、事業の特色である、福祉の面からの関係機関と連携した手厚い児童対応が評価されたものでございます。

23小学校を一括して運営する選定事業者は、株式会社明日葉でございます。同社の業務実績につきましては、県内では横浜市、県外では東京都板橋区、大田区等に多数の実績がございます。選定理由でございますが、令和2年度からの本市受託の実績である、児童の安全・安心を最優先にした運営や、地域の人材・企業を生かしたプログラムが評価されたものでございます。

業務期間は、それぞれ令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間、契約金額は、学校法人道徳学園並びに社会福祉法人ゆりかご園については2,250万円、株式会社明日葉については9億6,907万4,507円となります。

主な業務内容は、クラブの運営、各種行事開催、支援員等の雇用・労務管理、保護者要望・苦情への対応、施設の安全管理等で、入所決定や保護者負担金徴収業務は、引き続き市が行ってまいります。一括委託の事業者には、市内事業者への運営支援業務が含まれます。

最後に、「4 今後の予定」ですが、9月までの間、委託業務の細部調整を行うとともに、業務の引継ぎ、支援員等の雇用関係の調整等の準備を行い、10月から新たに運営委託を開始する予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見)

○益田委員 下曾我小学校と前羽小学校で市内業者に委託するということですが、なぜこの2校が選ばれたのかということと、今後は他の23小学校についても市内の事業者を考えていくのかということをご教えてください。

○**教育総務課長** まず、2校の選定理由でございますが、元々サウンディング調査のときにノウハウ等がないということがございましたので、なるべく小さい放課後児童クラブから委託を始めたいということがございました。そのため、人数が少ないというところで下曽我小学校と前羽小学校を選定させていただきました。それから、今後の拡大についてですが、ここで一旦3年間契約になります。この間、今回で言うと2社がどのような形で運営していただくのか、できれば拡大は検討したいところですが、大手事業者の市内事業者への運用支援を含めまして、状況を見ながら次回の契約の前には方向性を改めて検討したいと考えているところです。

○**益田委員** 子どもたちの放課後の過ごし方はこれからさらに重要になっていくと思いますので、経験がないところをお願いするということですので、きちんとした評価を3年間でして次に進めていただきたいと思います。

○**柳下教育長** 契約金額ですが、なぜ明日葉だけ半端なのでしょうか。

○**教育総務課長** 上限額については、プロポーザルのときにお示し、その範囲の中で、各事業者が提出した見積りの中にたまたま端数があるものがあったということです。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項(2) 片浦小学校放課後児童クラブの再開について (教育総務課)

○**教育総務課長** それでは、私から説明させていただきます。

資料2「片浦小学校放課後児童クラブの再開について」を御覧ください。

はじめに、「1 片浦小学校放課後児童クラブについて」ですが、片浦小学校の放課後児童クラブは、利用者不在のため休所していましたが、平成24年(2012年)4月に片浦小学校が小規模特認校となった際、特色づくり・魅力づくりの一環として、市内で初めて放課後子ども教室を開設し、放課後児童クラブの機能を担ってきました。

次に、「2 片浦小学校放課後子ども教室と他校との事業内容の違い」ですが、本市では、安全・安心な子どもの居場所を設け、子どもたちを地域社会の中で、心豊かに育むことを目的として、平成27年度(2015年度)から片浦小学校以外の小学校にも放課後子ども教室の整備を開始し、令和元年度(2019年度)には、全校での設置を完了しました。

表を御覧ください。片浦小学校の放課後子ども教室は、他校の放課後子ども教室が週1～2回程度の開催のところ、月曜日から金曜日まで放課後毎日、また土曜日や長期休暇も開所しており、開所時間も含め、放課後児童クラブと同様の事業となっています。また、放課後子ども教室であることから、入所に関する利用要件はなく全児童が対象で、保護者負担金についても無料となっていることから、他校の放課後子ども教室との事業に不均衡が生じております。これらのことから、事業の見直しを検討してまいりました。

裏面を御覧ください。「3 片浦小学校放課後子ども教室利用者アンケートの結果」でございますが、事業見直しの検討に当たって、令和4年7月に、放課後子ども教室の利用者にアンケートを実施いたしました。

利用状況については、平日、長期休暇ともに5割程度であり、利用時間については、平日は教室終了時刻までが8割以上、長期休暇は6割程度です。また、利用理由は保護者の就労等である者が7割程度であり、有料となった場合の利用希望は8割以上となっています。

次に、「4 令和6年度以降の対応について」ですが、こうしたアンケートの結果も踏まえ、片浦小学校の放課後児童クラブを再開することとし、保護者の就労等の利用要件や保護者負担金については、公平性を鑑み、他校と同様といたします。

また、小規模特認校としての魅力と位置付けてきた放課後子ども教室については、引き続き毎日、午後4時までの開設とするとともに、これまで土曜日や長期休業時に実施してきたイベントについては、全ての児童が参加可能といたします。

最後に、「5 スケジュール」でございますが、令和6年4月に放課後児童クラブの再開を予定していることから、令和5年10月以降、在学児童及び令和6年度新入学児童の保護者に順次周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見)

○益田委員 利用時間のところで、教室終了時刻以降というのはどういう意味でしょうか。

○教育総務課長 資料の裏面のところのアンケートの結果のところ、こめ印で書かせていただいておりますが、教室終了時刻は3月1日から前期終了まではおよそ17時まで、それ以外の2学期以降2月末までは16時までということになっています。この時間を超えるということが教室終了時刻以降ということです。原則的には16時以降19時までとお考えいただければと思います。

○益田委員 希望ではなくて、今、教室が終了しても19時までには預かっているという理解でよろしいでしょうか。

○教育総務課長 片浦小学校の子ども教室につきましては現在も平日については、19時までやっていますので、そこまでとなっています。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項(3) 小田原版STEAM教育の取組状況と今後の予定について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは私から御説明いたします。

資料3「小田原版STEAM教育の推進について」を御覧ください。

まず、大きな1番「背景・経緯について」です。STEAM教育とは、「各教科を実社会の問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育」のことで、各分野が複雑に関係する現代社会を生きる市民として必要な資質能力を育成することを目指して行う教育のことです。

(2)にあります、中央教育審議会の答申の中では、主には高等学校で重点的に取り組むと示されていますが、その土台として小中学校で取り組む可能性や必要性についても触れられています。(3)にありますとおり、本市が目標とする教育、これからの予測困難な時代を生き抜

く子どもたちが様々な問題に対し、多様な人、物、事と関わりながら自ら考え、判断し、行動していく資質・能力、教育長が言う「社会力」でございますが、それを身に付けるということと、STEAM教育は親和性が高いことから本市では小田原版STEAM教育として推進することといたしました。(4)になりますが、本市では令和4年度から教育研究所において小田原版STEAM教育の特徴を整理し、目指す生徒の具体的な姿、生徒の思考を重視した探究のプロセスの在り方などについて研究を進めています。

大きな2番「これまでの研究内容について」です。小田原版STEAM教育は、郷土小田原をフィールドに生徒が身近な地域の諸問題と出会い、その問題の解決のために探究し、創造的な活動を行うことでより良い社会を実現しようとする資質能力を育てる教育です。小田原の地域特性を生かした探究プロセスと企業や自治会等との連携をその特徴としています。探究のプロセスは3段階になっており、プロセスの1は地域に実在する問題に向き合う段階になります。ここで地域の人材や情報と出会い、問題解決への意欲を引き出します。プロセスの2では、生徒一人ひとりが現状に基づいて考え、試行錯誤し、解決策を生み出すという段階です。プロセスの3段階目では、考えた解決策を地元企業や自治会等に発信したり、地域で実行したりする段階で、地域に開かれた自己満足では終わらない深い学びを創出します。これらの学びを実現するためには地域社会を多角的な視点で捉えることが必要であるため、小田原版STEAM教育は、まずは中学校で実施することとしました。

1枚おめくりいただいて、大きな3番「令和5年度の取組について」です。

令和5年度は、これまでの研究に基づいて全校導入に向けた取組を実践してまいります。城山中学校をモデル校として全学年で小田原版STEAM教育を実践するほか、各研究員が所属校にて、授業実践を行います。12月には公開研究会を実施し、研究の成果を全中学校に共有いたします。また、(2)の支援業務委託につきましては、モデル校及び各研究員の授業実践を円滑に進めるためにSTEAM教育に知識経験を有する事業者からの支援を受けるため、業者選定を行いました。業者への委託の概要については御覧のとおりです。委託内容は主に職員研修と授業導入支援です。職員研修については探究的・創造的な学びの重要性とその良さを理解し、生徒主体の学びを引き出す指導法の習得を目指しています。また、授業導入支援については授業プログラムの提案のほか、地元企業との外部連携支援、生徒への指導助言サポート等を中心に行います。

最後に大きな4番、「今後の進め方について」を御覧ください。この小田原版STEAM教育は令和8年度には各中学校で完全実施され、生徒の探究的な学びが学校内で完結することなく、地域社会に目を向け社会に参画していくような広がりを見せることを目指してまいります。全ての教員が基礎知識や効果的な指導方法を習得し、授業実践ができるようにするため、令和5年度から令和7年度において、専門事業者の支援を受け、教員と生徒の負担になることなく、両者に探究的・創造的な学びの良さを感ぜられるように進めてまいります。

なお、添付している参考資料ですが、共同研究において現時点までの研究内容をまとめたものになっています。本日はこの内容について詳細なことを説明することは割愛させていただきますが、御覧いただき、またお気づきの点など御助言いただけると幸いです。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○**益田委員** 中身を見させていただいて、とても良い教育だと思いました。地元企業や自治会に発信したり、相互にやったり、一緒にやったりということになりますと、そこのコーディネーターする人が必要になり、それぞれの先生方がやるのか、学校としてやるのか、これから進めるに当たって一番ネックになってくるのがそこだと思います。教員がやるとなると教員の負担が増えてしまいますので、コンサルを付けた方が良いと思います。

(その他質疑・意見等なし)

○**柳下教育長** 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員、又は事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○**柳下教育長** ないようですので、これより非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(9) 協議事項 小田原市郷土文化館の会議室の使用について【非公開】 (生涯学習課)

○**生涯学習課長** それでは、私から協議事項「小田原市郷土文化館の会議室の使用について」御説明申し上げます。小田原市郷土文化館会議室については、令和4年度に実施された建築基準法第12条に基づく建築物の定期調査においてE判定を受けたため、現在は貸館を中止しております。令和3年度に実施したボーリング調査においても、現地の地盤の問題が確認されており、また、国の指定史跡地内のため抜本的な施設の改修や地盤の補強等が困難なことから利用者の安全を確保することが非常に難しく、会議室の用途を廃止することはやむを得ないと判断いたしました。廃止することに伴い、小田原市郷土文化館条例等の関係する条文を改正する必要があるため、令和5年9月15日から10月16日まで、パブリックコメントを実施し、市議会12月定例会において条例改正議案を提案し、令和6年4月1日から会議室としての利用を廃止するものでございます。以上で協議事項小田原市郷土文化館の会議室の使用についての説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見)

○**井上委員** これまでの利用状況はどのようになっていましたか。

○**郷土文化館係長** コロナの制限の前の段階、令和元年度の実績ですが、利用の件数は103件でした。その内、有料の利用が66件でした。一般の方の御利用が66件あったということでございます。

(その他質疑・意見なし)

8 教育長閉会宣言

令和5年9月28日

教 育 長

署名委員（益田委員）

署名委員（井上委員）